

## 欧米のデータ保護に関する有識者との意見交換 概要

- 1 日時：平成26年3月13日（木）16：00～17：30
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：Jean Gonie 氏（Internet Association of Privacy Professionals）  
Jeff Gould 氏（SafeGov.org）  
堀部委員長、阿部委員  
其田事務局長、松元総務課長

### 4 概要

Jeff Gould 氏から「日本では、パーソナルデータの法整備が進められていると聞いている。世界的に見ても非常に良い機会であると思うので、日本がこの分野でリーダーシップを果たすことを期待している」という旨の発言があった。

堀部委員長から「アメリカやヨーロッパなどで活動されているが、それらの国々のデータ保護政策についてどのような印象を持っているか」という旨の質問があり、Jeff Gould 氏から「ヨーロッパには EU 内に 28 の Data Protection Association(以下「DPA」)があり、私はその中の 13～14 つを訪問したが、規模や資金、人的資源や国民の態度関心が国によって異なるのが印象的であった。ヨーロッパ全域の DPA 職員を合わせると 1500 人程度になると思うが、フランスやドイツ、イギリスは規模が大きい一方、その他の国では職員が 2, 3 人というところもある。日本の特定個人情報保護委員会は 30 人程度であると聞いたが、規模としてはノルウェーと同等ではないか。国によって規模、資金、人的規模に大きな違いがあるのと同様に、政治的文化的な面でも大きく異なっていると思う。1995 年に策定された EU Data Protection Directive への対応についても、国によって違いがある」という旨の発言があった。

Jeff Gould 氏から「ヨーロッパでは EU Data Protection Regulation を成立させようとする動きが活発になっている。これは、各国共通のデータ保護に関する規則であるが、データ保護に関する規則の内容が国により大きく異なる中で、いかにして統一した内容のものとするかは難しく、結論が出ていない」という旨の発言があった。

Jeff Gould 氏から「これまで数々の DPA を視察した中で、共通して言えることは、DPA の基本は、データの持ち主の権利を守ることによって一致しているということだ。どのようにして守るのかということについては、優先度が異なっており、トランスアクションなやり方とストラテジックなやり方に分

かれています。前者は数千の案件についてそれぞれ調査をし、違法状態が判明した場合は制裁を加えるという方法だが、後者は象徴的なものとして規模の大きな企業を抽出して調査し、違法なものには制裁を加えてアピールするという、DPAに与えられた限られた資源を活用し戦略的に実施するというもの」という旨の発言があり、Jean Gonie氏から「各国のDPAはたくさんの苦情処理を実施している。どのDPAでも、ストラテジックに大きな企業を調査し、制裁を加える方向に傾いているようだ。また、現在はビックデータの時代と言われ、市民の生活に入り込んでいるデータはいろんなチャンネルを通して企業が収集している。そのため、一般市民のプライバシーを守るという意味で、DPAの役割は非常に重要になっている。EU Data Protection Regulationでは、DPAがデータ保護の役割をしっかりと担えるようにするため、DPAの権限の強化を盛り込む議論もある。さらに、データ保護については世界的にも関心が高まっており、ヨーロッパにおけるDPAの共通の課題は、このような時代に市民のプライバシーを守るために強い執行権限を持てるようにすることだと言われている」という旨の発言があった。

Jeff Gould氏から「日本に限らずヨーロッパではDPAに与えられる資源が限られており、非常に厳しい中で業務をこなしている現状である。一方、規模の大きな企業は資金も豊富であり、情報技術も日々進化しているため、企業の優位な状況となっている。そうした中でいかにしてデータ保護など市民の権利を守っていくかといえば、しっかりとした執行権限とそれを実行する資源が重要である。日本において、一般の個人情報保護を所管する機関ができるのであれば、執行権限と資源をしっかりと持てるような仕組みづくりが重要である。その際には、イギリスやフランス、ドイツをモデルとすることがいいのではないか」という旨の発言があった。

阿部委員から「個人情報保護に関して個人と大企業で訴訟が起きるケースも出てくると思うが、そのような状況にどう対応すべきか」という旨の質問があり、Jeff Gould氏から「EU Data Protection Regulationでは、企業と個人との力関係をイコールにするためにはいかにすべきかという議論がなされているところである。日本の委員会が強い執行権限を持つためには、課徴金をかけるようにするというのも一つの手段ではないか」という旨の発言があった。

阿部委員から「裁判で複雑な問題が扱われることとなると思うが、裁判で対応しきれない場合、委員会が裁判所を補助する役割を果たすこともあり得るのか」という旨の質問があり、Jeff Gould氏から「私が住むシリコンバレーでも、技術の複雑化に伴い裁判も難しくなっている。このような状況に対し、裁判所は技術専門家を雇うことで対応している」という旨の発言があ

った。Jean Gonie 氏から「ヨーロッパにおけるデータ保護委員会と裁判所の権限の違いは、起訴を行う権限があるかどうかである。起訴権限は明確に委員会に与えられてはいないが、フランスやドイツでは、起訴の契機となるようなことを行っている」という旨の発言があった。

事務局から「個人情報保護の観点で、課徴金制度はどのように行うべきと考えているのか」という旨の質問があり、Jean Gonie 氏から「プライバシーやデータ保護に関する課徴金の額の決め方は、企業がどの程度お金を儲けたか、どれくらいの市民が被害を受けたかという点を考慮している。例えば、①法律で決められた同意が取られているか、②データマイニング、③虚偽かどうか、といった観点も重要視されている」という旨の発言があった。

事務局から「欧米では、スタッフの専門性確保のために、どのような教育や研修が行われているのか」という旨の質問があり、jean Gonie 氏から「ヨーロッパでは人材交流が活発に行われており、その中で教育されるシステムとなっている。しかし、人材交流は予算の制約もあり、EU 内に限られている。また、欧州委員会の Article 29 Working Group は、欧州の 28 の DPA のスタッフがメンバーとなっており、ブリュッセルで頻繁に会合をもつなど情報交換を積極的に行っている」という旨の発言があった。また、Jeff Gould 氏から「一つのトレーニングとして、IAPP では、毎年 3～4 回のメジャーカンファレンスを開催している。そこにはプライバシーの専門家が参加しており、いろいろな課題を議論している。そこに各国の DPA の方も参加しているので、ヒューマンネットワークを広げるにはいい機会である。また、その他いろいろなトレーニングも行われているので、特定個人情報保護委員会にとっても良い機会になるのではないかと。また、European Data Protection Supervisor などの DPA を取りまとめる組織や、その他の DPA と人材交流を行うことも効果的である」という旨の発言があった。また、Jean Gonie 氏から「私は IAPP のフランスの議長をしているが、フランスの大企業で個人情報を取り扱う専門家を集め、会議を開催している。会議には DPA の方々も招待しているので、もしフランスに来る機会があれば参加してほしい」という旨の発言があった。

以上